

6 施企第 44 号
令和 6 年 9 月 11 日

各都道府県教育委員会学校施設主管課長
各指定都市教育委員会学校施設主管課長
各都道府県スポーツ施設主管課長 殿
各指定都市スポーツ施設主管課長
各都道府県文化施設主管課長
各指定都市文化施設主管課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
瀬戸 信太郎

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
廣田 美香

文化庁企画調整課長
寺本 恒昌

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する
政令等の公布について（通知）

これまで、「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）」（令和 4 年 12 月 26 日付 4 文科施第 408 号）において、学校施設のバリアフリー化の一層の推進を要請してきたところです。

この度、別添 1 から 5 の通り、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 6 年政令第 221 号。以下「改正令」という。）及び関連の告示が公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。主な改正内容については下記の通りです。

ついては、改正令の趣旨を踏まえ、学校設置者においては、障害のある児童生徒や避難所の開設時における高齢者、障害者等の利用等に支障が生じることがないようにするとともに、スポーツ施設主管課及び文化施設主管課においては、劇場等で車椅子使用者等が円滑に施設を利用することができるよう、バリアフリー化を一層進めるようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

記

1. 主な改正の概要

(1) トイレに係るバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子利用者用便房」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと（各階）に1以上（※）の設置を求めることとする。

（※）床面積が1,000 m²未満の階、10,000 m²超の階の基準等は別途告示で規定

(2) 駐車場に係るバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子利用者用駐車施設」について、当該基準を見直し、原則、駐車施設の数に応じ、一定数以上（※）の設置を求めることとする。

（※）駐車施設の数が200以下の場合：当該駐車施設の数 \times 2%以上

駐車施設の数 \geq 200の場合：当該駐車施設の数 \times 1%+2以上

(3) 劇場等の客席に係るバリアフリー基準の創設

劇場等において、座席数に応じ、一定数以上（※）の「車椅子利用者用スペース」の設置を求めることとする。

（※）座席数が400以下の場合：2以上

座席数が400超の場合：当該座席数 \times 0.5%以上

2. 留意事項

特別特定建築物については、2,000 m²以上のものを建築する際に、移動等円滑化基準への適合が義務付けられるため、遺漏なきよう対応をお願いします。

また、2,000 m²未満のものを建築する際や、既存のものについても同基準に適合させるよう努める必要があるため、留意していただくようお願いします。

なお、改正事項の詳細は別添をご覧くださいとともに、施設整備の際には庁内の建築担当部局等と連携を図り、遺漏なきよう対応お願いいたします。

- ・「建築」とは、新築、増築、改築（用途の変更を含む。）を指します。
- ・特別特定建築物に位置付けられない学校についても、引き続き、建築等（建築物特定施設の修繕又は模様替を含む）をしようとするときには、移動等円滑化基準に適合させるよう努める必要があります。
- ・義務付けの対象でない学校について地方公共団体の条例により義務付けの対象に追加することも可能であることに留意してください。

【別添1】国土交通省報道発表資料（令和6年6月18日）

【別添2】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案文・理由）

【別添3】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）

【別添4】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号）他2件

【別添5】建築物のバリアフリー基準の見直し方針

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係

電話：03-6734-2291 E-mail：sisetuki@mext.go.jp

令和6年6月18日

住宅局参事官(建築企画担当)付

トイレ、駐車場及び劇場等の客席の新たなバリアフリー基準について

～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、トイレ及び駐車場に係るバリアフリー基準を見直すとともに、劇場等の客席に係るバリアフリー基準を新たに定める「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定により、特別特定建築物について2,000㎡以上の建築をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）において定められているバリアフリー基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させなければならないとされています。

今般、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、これらのバリアフリー基準について、所要の見直し等を行います。

2. 政令の概要

（1）トイレに係るバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子利用者用便房」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと（各階）に1以上（※）の設置を求めることとする。

（※）床面積が1,000㎡未満の階、10,000㎡超の階の基準等は別途告示で規定

（2）駐車場に係るバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子利用者用駐車施設」について、当該基準を見直し、原則、駐車施設の数に応じ、一定数以上（※）の設置を求めることとする。

（※）駐車施設の数が200以下の場合：当該駐車施設の数 \times 2%以上
駐車施設の数 \geq 200の場合：当該駐車施設の数 \times 1%+2以上

（3）劇場等の客席に係るバリアフリー基準の創設

劇場等において、座席数に応じ、一定数以上（※）の「車椅子利用者用スペース」の設置を求めることとする。

（※）座席数が400以下の場合：2以上
座席数が400超の場合：当該座席数の0.5%以上

3. スケジュール

公布：令和6年6月21日（金）

施行：令和7年6月1日（日）

<問い合わせ先>

住宅局 参事官(建築企画担当)付 課長補佐 土佐
代表：03-5253-8111（内線：39-516）、直通：03-5253-8513

政令第二百二十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号、第十四条第一項及び第五十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二十三条及び第二十五条第三項第一号」を「第二十四条及び第二十六条第三項第一号」に改める。

第六条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席

第七条第二項第一号中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第十条第一項中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第十九条」を「第二十条」に改める。

第十四条第一項中「を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）」は、次に掲げる」を「は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階があつては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設ける」に改め、同条各号を削り、同条第二項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に」を「前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であつて男子用小便器を設けるもののうち一以上には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便

房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができ構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けなければならない。

第三十一条を第三十二条とし、第二十六条から第三十条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項中「第十八条」を「第十九条」に、「次に」を「次の各号に」に改め、「第四号に」との下に「、同項第一号中「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては当該客

席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、」とあるのは「経路（」とを加え、「第十六条の」を「第十七条の」に、「第十条各号」を「第十七条各号」に改め、同条第二項中「第十九条」を「第二十条」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第十九条」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「第二十二條」を「第二十三條」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条中「第十四條まで、第十六條、第十七條第一項、第十八條第一項」を「第十三條まで、第十四條第一項、第十七條、第十八條第一項、第十九條第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二條中「部分に限り」を「部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）に限り」に改め、同条第二号、第四号及び第六号中「一以上の経路」を「経路（当該利用居室が第十五條の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二條とし、第二十条を第二十一条とし、第十九條を第二十条とする。

第十八條第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、「それぞれ」を削り、「第二十五條第一項」を「第

二十六条第一項」に改め、同項第一号中「直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）を「当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階」に、「あつては、」を「あつては」に改め、同項第二号及び第三号中「経路」の下に「（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同条第二項第七号中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「を設ける場合」を削り、「そのうち一以上に、」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（「（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上」を「をいう。以下同じ。）を」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（劇場等の客席）

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合 二

二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第十四条第一項（新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項から第四項まで並びに第十五条の規定並びに新令第十八条第一項、第十九条第一項（第四号に係る部分を除く。）及び第二十三条（第二号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）（これらの規定を新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、同法第十四条

第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この政令の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準を定めるとともに、便所及び駐車場に係る建築物移動等円滑化基準を改める等の必要があるからである。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（本則関係）
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和六年政令第七十二号）による改正後の条文

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）（抄）（附則第三項関係）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（本則関係）
 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和六年政令第百七十二号）による改正後の条文

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（特別特定建築物）</p> <p>第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校</p> <p>二 二十九（略）</p> <p>（建築物特定施設）</p> <p>第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席</p> <p>八 十一（略）</p> <p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年</p> | <p>（特別特定建築物）</p> <p>第五条 法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条及び第二十五条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校</p> <p>二 二十九（略）</p> <p>（建築物特定施設）</p> <p>第六条 法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七 十（略）</p> <p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年</p> |

法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。)が一万平方米を超える建築物

二 (略)

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。)は、次条から第二十五条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第二十条及び第二十六条に定めるところによる。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階(当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。)の階数に相当する数(床面積が一万平方米メートルを超える階がある場合にあつては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数)以上設

法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十六条において同じ。)が一万平方米を超える建築物

二 (略)

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。)は、次条から第二十四条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)は、次に掲げるものでなければならぬ。

けるものでなければならない。

(削る)

(削る)

2 | 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち

一以上(当該階の床面積が一万平方米を超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上)に、車椅子使用者用便房(車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。))が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。))を一以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。))設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階(第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。))であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

3 | 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上)設けなければならない。

4 | 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるものうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)(その他これらに類する小便器を一以上設けな

一 便所内に、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。))が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房(以下「車椅子使用者用便房」という。))を一以上設けること。

二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

(新設)

(新設)

2 | 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)(その他これらに類する

ければならない。

(劇場等の客席)

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分(車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。)を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合
- 二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数が二百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

第十六条・第十七条 (略)

(駐車場)

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 一 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車

小便器を一以上設けなければならない。

(新設)

第十五条・第十六条 (略)

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を一以上設けなければならない。

(新設)

施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

2
(略)

(移動等円滑化経路)

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあつては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしななければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）

三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合

(新設)

2
(略)

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあつては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十五条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしななければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合

当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

四（略）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一～六（略）

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ～二（略）

3（略）

第二十条～第二十二条（略）

（増築等に関する適用範囲）

第二十三条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り、適用する。

一（略）

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三（略）

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段

当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四（略）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一～六（略）

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ～二（略）

3（略）

第十九条～第二十一条（略）

（増築等に関する適用範囲）

第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一（略）

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三（略）

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 (略)

六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(公立小学校等に関する読替え)

第二十四条 公立小学校等についての第十一条から第十三条まで、第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項及び前条の規定(次条において「読替え対象規定」という。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十五条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十三条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準)

第二十六条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十九条の規定を準用する。この場合において、同条

五 (略)

六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(公立小学校等に関する読替え)

第二十三条 公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定(次条において「読替え対象規定」という。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十四条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十二條中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準)

第二十五条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条

第一項中「次の各号に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同項第一号中「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、」とあるのは「経路（」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号二(1)中「段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十七条の規定によるほか、」とあるのは「第十七条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第二十条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十九条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一・二（略）

第二十七条（第三十二条）（略）

第一項中「次に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号二(1)中「段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十六条の規定によるほか、」とあるのは「第十六条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第十九条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一・二（略）

第二十六条（第三十一条）（略）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。 （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十七号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合には、高齢者、障害者等の移動等の規定による権限の行使については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十九条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。</p> | <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。 （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十七号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合には、高齢者、障害者等の移動等の規定による権限の行使については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十八条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。</p> |

○国土交通省告示第千七十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第一項ただし書の規定に基づき、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を次のように定める。

令和六年八月六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により
車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」という。）が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合
- 二 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合
 - イ 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。
 - ロ 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、令第十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上であること。
- 三 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この号において「増築等」という。）を行う場合であつて、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合
 - イ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、当該（１）又は（２）に定める数
 - （１）当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この（１）及び（２）において同じ。）が二百以下の場合当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - （２）当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数）が二百を超える場合当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
 - ロ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千七十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十五条第一項の規定に基づき、車椅子使用者用部分の基準を次のように定める。

令和六年八月六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により
車椅子使用者用部分の基準を定める件

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。
- 二 奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- 三 床は、平らとすること。

附 則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千七十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を次のように定める。

令和六年八月六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により
不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件

- 第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める配置の基準は、同項の便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（令第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあっては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。
- 第二 令第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
 - 二 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- 第三 令第十四条第二項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第十四条第一項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該不特定多数利用便所の数とする。
- 一 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合
 - 二 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- 第四 令第十四条第二項に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - 二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- 第五 令第十四条第二項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
 - 二 令第十四条第二項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合
 - 三 次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

- イ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合
- ロ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合
- 四 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に令第十四条第二項本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件の廃止）
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十六号）は、廃止する。

建築物のバリアフリー基準の見直し方針

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG報告
(令和6年3月29日)

車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- 建築物に**1箇所以上**を設ける。



見直し案

<標準的な建築物>

- 各階に**1箇所以上**※設ける。

<小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- 小規模階の床面積の合計が**1,000㎡に達する毎に1箇所以上**※設ける。

<大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合)

階の床面積が

- 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上**※を設ける。
- 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加**※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

誘導基準

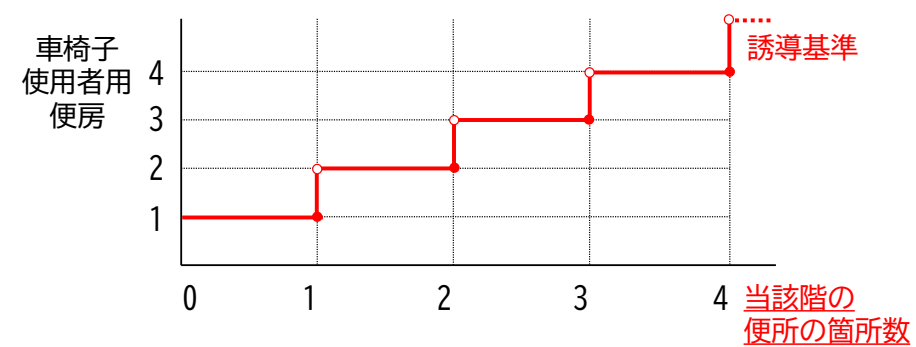
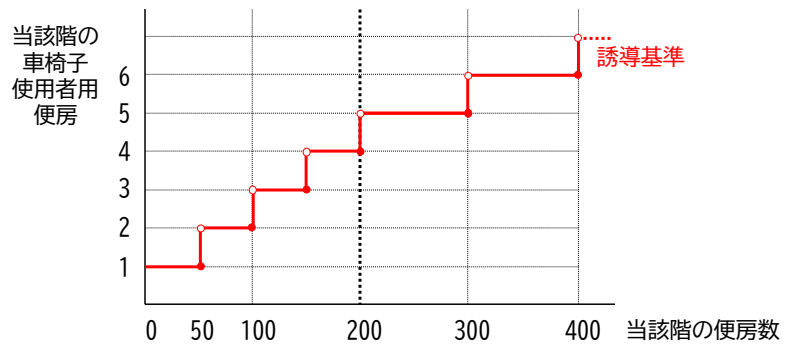
現行

- 各階に**1箇所以上**を設ける。
- 階の便房数が**200箇所以下**の場合、**2%以上**を設ける。
- 階の便房数が**201箇所以上**の場合、**1%+2箇所以上**を設ける。

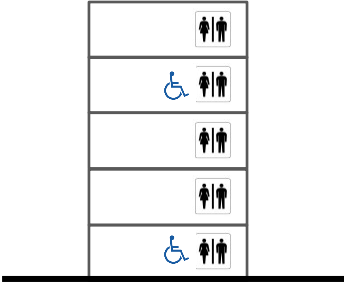
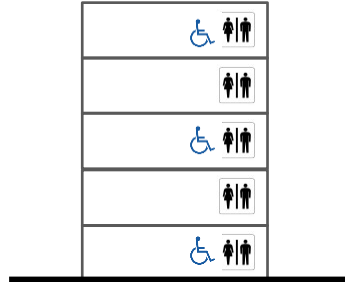
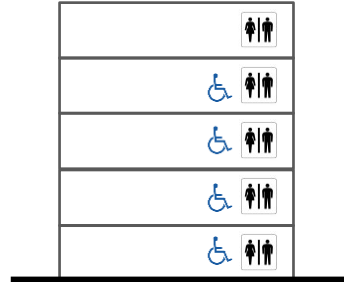


見直し案



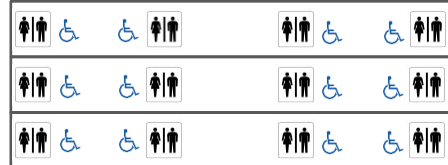
- 便所のある箇所に**1箇所以上**を設ける。



(1) 「小規模階を有する建築物」に該当する場合

| | ケース① | ケース② | ケース③ |
|---------------------|---|---|---|
| 便所のある階のイメージ | <p>400～599.8㎡/階</p>  | <p>600～799.8㎡/階</p>  | <p>800～999.8㎡/階</p>  |
| 階数 | 地上5階 | 地上5階 | 地上5階 |
| 延べ床面積 | 2,000～2,999㎡ | 3,000～3,999㎡ | 4,000～4,999㎡ |
| 便所のある階の数 | 5 | 5 | 5 |
| 建築物に設置する車椅子利用者用便房の数 | 2 | 3 | 4 |

(2) 「大規模階を有する建築物」に該当する場合

| | ケース④ | ケース⑤ | ケース⑥ |
|---------------------|--|--|--|
| 便所のある階のイメージ | <p>30,000㎡/階</p>  | <p>50,000㎡/階</p>  | <p>70,000㎡/階</p>  |
| 階数 | 地上3階 | 地上3階 | 地上3階 |
| 延べ床面積 | 90,000㎡ | 150,000㎡ | 210,000㎡ |
| 当該階の便所の数 | 3 | 4 | 4 |
| 当該階に設置する車椅子利用者用便房の数 | 2 | 3 | 4 |

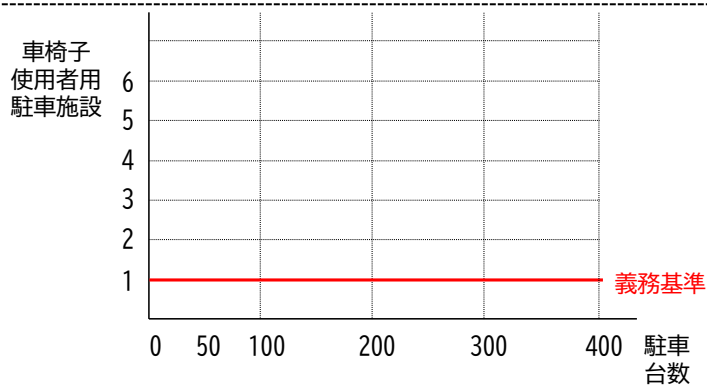
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

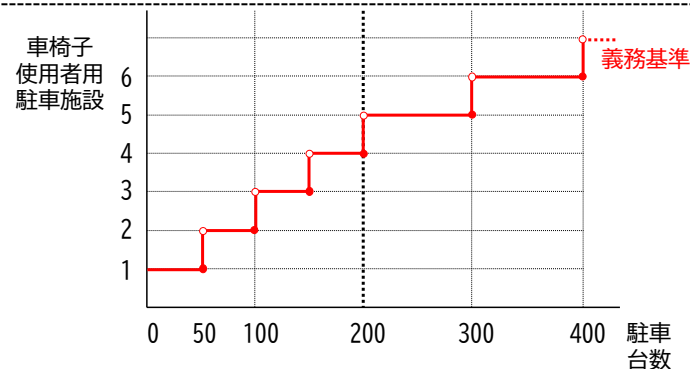
現行

- 1台以上を設ける。



見直し案

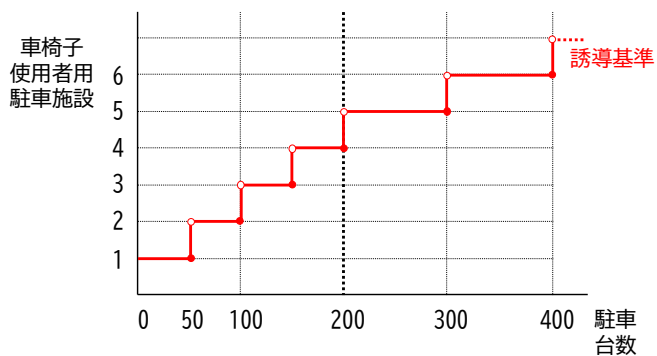
- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



誘導基準

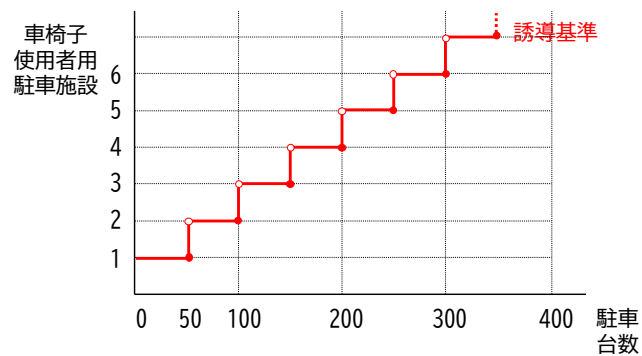
現行

- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



見直し案

- 2%以上を設ける。



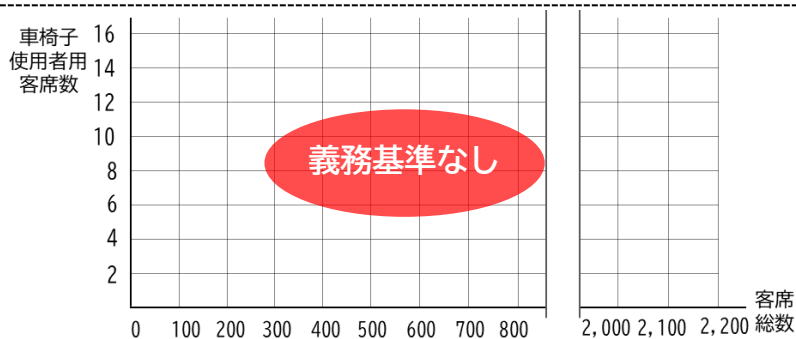
車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

現行

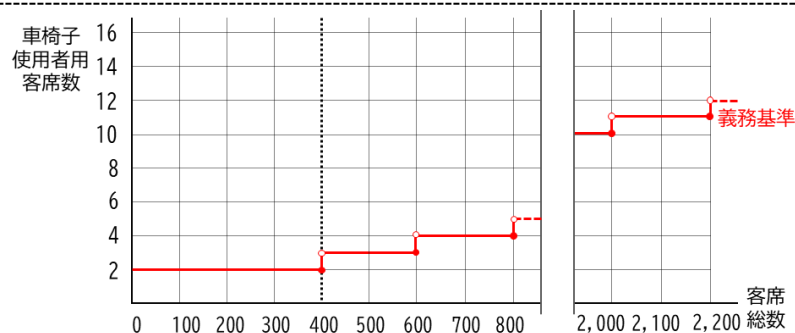
- ・ 基準なし



見直し案

- ・ 400席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 401席以上の場合、**0.5%以上**を設ける。

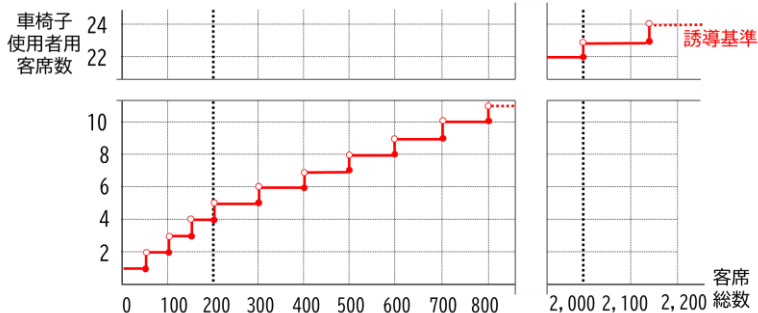
※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



誘導基準

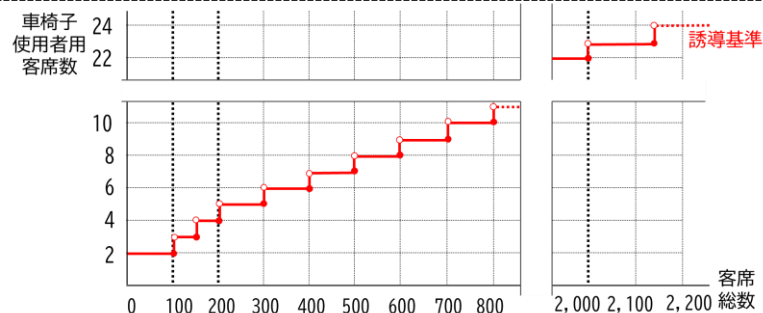
現行

- ・ 200席以下の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、**1%+2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75%+7席以上**を設ける。



見直し案

- ・ 100席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 100～200席の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、**1%+2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75%+7席以上**を設ける。



- 「各施設の設置数に係る基準」以外の様々な意見については、まずは令和6年度に予定している「建築設計標準」や「(仮称)当事者参画ガイドライン」に反映する。
- サイトラインの確保等客席に係るその他の事項については、上記に加え、令和6年度以降も継続して、①現状の把握(海外制度含む)、②技術的検討、③実効性の高い枠組みの検討(義務付けの検討含む)等を進める。

「各施設の設置数に係る基準」 以外の主な意見

<車椅子使用者用便房>

- ・ 誘導基準の見直し案について、便所のある箇所の数え方を明確にすべき。

<車椅子使用者用駐車施設>

- ・ 車椅子使用者用駐車施設の舗装の色を青色とすることを全国的に周知すべき。

<車椅子使用者用客席>

- ・ 構造(サイトラインの確保・前面の手すり高さ・同伴者席を隣接して設置)と分散配置を、設置割合とセットで義務基準とすべき。
- ・ サイトラインの確保については、各施設の特性に合わせ設計やソフト対応で考えるべき。
- ・ サイトライン検討の視焦点は、演目によって変わるのではないか。
- ・ 確認審査の効率性・実効性の観点から、サイトラインの確保を義務基準とすることは困難。
- ・ 前面の手すり高さについては、歩行者の安全性確保(転落防止)の観点も必要ではないか。

バリアフリー法に基づく容積率緩和の特例制度の拡充の検討（報告）

ソフト対応による代替措置が困難な車椅子利用者用便所の設置の一層の促進を図るために、**バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の拡充**について検討する。

| | 第19条特例 | 第24条特例 |
|---------------------------|---|--|
| 対象建築物 | 特定建築物のうち所管行政庁による認定を受けた 認定建築物 | 建築物特定施設の床面積が著しく大きい 建築物 |
| 要件 | 誘導基準に適合 | 国土交通大臣が定める基準※に適合 ※ 国土交通省告示第1481号（H18） に規定 |
| 容積率算定に あたり不算入 とする部分 | 建築物特定施設のうち 共用部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場 | 建築物特定施設のうち 共用部分及居室内の部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場、ホテル、 旅館の客室（便所又は浴室等）、浴室、シャワー室 |
| 不算入の上限 | 建築物の延べ面積の 1割まで不算入可能 | 許可の範囲内 |
| 必要な手続き | 所管行政庁の 認定 | 特定行政庁の 許可 ※ ※ 建築審査会の同意が必要 |

容積率緩和の特例制度の拡充に向けた告示の見直し案（報告）

バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に**車椅子使用者用便所の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加**することで**車椅子使用者用便所の設置を促進**する。

| | 現行 | 見直し案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|--|-----|----|-----|----|-----|----|---|-------|-----|---|-----|-----|----|-----|----|-----|----|---|-------|-----|
| 特定建築物 | <p>次の基準に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する | <p>次の基準のいずれかに適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便所※を設ける | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定建築物以外 | <p>次の基準に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の全てに適合する <table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある 出入口の幅が80cm以上である 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である </td> </tr> <tr> <td>敷地内通路</td> <td>(略)</td> </tr> </table> | 出入口 | (略) | 廊下 | (略) | 階段 | (略) | 便所 | <ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある 出入口の幅が80cm以上である 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である | 敷地内通路 | (略) | <p>次の基準のいずれかに適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の全てに適合する <table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある 出入口の幅が80cm以上である 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である </td> </tr> <tr> <td>敷地内通路</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便所※を設ける | 出入口 | (略) | 廊下 | (略) | 階段 | (略) | 便所 | <ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある 出入口の幅が80cm以上である 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である | 敷地内通路 | (略) |
| 出入口 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廊下 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 階段 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 便所 | <ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある 出入口の幅が80cm以上である 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 敷地内通路 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出入口 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廊下 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 階段 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 便所 | <ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある 出入口の幅が80cm以上である 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 敷地内通路 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 車椅子使用者用便所の構造は以下の通り

- 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること

赤字:現行の基準に追加した箇所

【参考】建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGについて

趣旨

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子利用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子利用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、学識経験者、当事者団体、事業者団体等で構成する「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」に、「**建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG**」を設置し、「**車椅子利用者用便房・駐車施設**」や「**車椅子利用者用客席**」の**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

検討WGメンバー

- | | |
|---|--|
| <p>【学識経験者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高橋 儀平 東洋大学 名誉教授(座長) ・ 佐藤 克志 日本女子大学 教授 ・ 菅原 麻衣子 東洋大学 教授 ・ 松田 雄二 東京大学大学院 准教授 ・ 布田 健 国立研究開発法人 建築研究所 <p>【障害者団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (社福) 日本身体障害者団体連合会 ・ (一社) 日本パラリンピアンズ協会 ・ (公社) 全国脊髄損傷者連合会 ・ (NPO) DPI日本会議 <p>【事業者団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (一社) 日本ビルディング協会連合会 ・ (一社) 不動産協会 ・ (一社) 日本ショッピングセンター協会 ・ 日本チェーンストア協会 ・ (一社) 全日本駐車協会 | <p>【劇場等関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国興行生活衛生同業組合連合会 ・ (公社) 全国公立文化施設協会 <p>【建築関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (一社) 日本建築士事務所協会連合会 ・ (一社) 日本建設業連合会 ・ (公社) 日本建築家協会 ・ (公社) 日本建築士会連合会 <p>【地方公共団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都 ・ 大阪府 ・ 横浜市 ・ 日本建築行政会議バリアフリー分科会 |
|---|--|

検討経過

| 時期 | 内容 |
|-------------------|---|
| 2022 (令和4) 年8月～ | トイレ・駐車場・客席の実態調査 [調査対象] ・ 調査期間内に確認済証が交付された建築物 ・ 近年に竣工したスポーツ施設 |
| 2023 (令和5) 年6月23日 | 第1回検討WG ・ 実態調査結果、課題の共有 |
| 2023 (令和5) 年8月31日 | 第2回検討WG ・ 関係団体の意見の取りまとめ ・ バリアフリー基準の素案(トイレ)の提示 |
| 2023 (令和5) 年12月8日 | 第3回検討WG ・ バリアフリー基準の素案(トイレ(再見直し案)、駐車場・客席)の提示 |
| 2024 (令和6) 年3月12日 | 第4回検討WG ・ バリアフリー基準の見直し方向のとりまとめ |